

## 調 停 申 立 書

### 【申立人】

〒960-8066 福島市矢剣町1-1-3

星野節子 024-563-7650 (tel fax)

### 【相手方】

〒960-0684 伊達市 保原上保原××××

児×××

### 【申立事項】

1、道徳を学ぶこと。

2、相手方は、国家公務員（公人）としての報酬を税金から得ている立場にありながら、自分の立場（調停員）を悪用し、公平性と公益性を無視し、感情をむき出しにして、調停を荒らしたことについて猛省せよ。

3、相手方は、『自分の生活レベルは低く、社会貢献度は高く』を信条に生きる人間がいることを学べ。少数派ではあるが、申立人と全く同じ価値観を持つ者が全国にいる。

4、申立人は3年ほど前、繁殖業者を相手どって調停を起こした。その調停の相手方（鈴木氏）から「申立人を民訴したい」と言われて申立人へ伝達したのか、それとも相手方（児玉俊夫）の意図的な工作によって申立人へ言ったのか、正直に回答せよ。

5、相手方は、国家公務員全体の社会的評価を下げた。特に、調停員全体の社会的評価を下げたことについて、他の調停員と裁判官らへ詫びよ。

### 【申立理由】

1、申立人は、『自分の生活レベルは低く、社会貢献度は高く』を信条に、テレビ・車・新聞もない。全財産を活動に投じて精進する一市民である。二本松アニマルポリスというサイトを立ち上げ、情報発信・情報収集も行っている。尚、二本松市の最上動物病院とは一切無関係であ

る。同病院は、インプラントを通常の不妊手術であると飼い主を騙していたため、申立人が福島簡裁にて調停を行ったこともある。

2、他方、相手方は福島簡裁の調停員であり、申立人が提起した調停に調停員として現れたことで、申立人と面識を持った。

3、相手方は申立人と3年ほど前に、調停の場で初面識を持った。

調停内容は、申立人が繁殖業者に対し、動物福祉の観点から繁殖販売を止めるようにというもの。相手方は調停員として、その場に来た。

相手方は申立人の顔を見るやいなや「アンタ、一体、何の仕事をやってるんですか!!!」と鬼のような形相。申立人はあっけにとられた。初対面でいきなり、相手方が申立人へケンカを売ってきた理由が、その時点では解らなかった。

4、相手方は、調停員（国家公務員）であるにも拘わらず、公益性・公平性を意図的に無視して申立人を恫喝するような口調で「アンタ、こんな調停起こして、相手に訴えられますよ!!!」とも。

5、他にも、相手方は屁理屈を並べた。一部を抜粋。

●相手方は「不幸な動物は世界中のどこにでもいる。保原にも野良猫が沢山いる。一人を相手にしたところでどうにもならない!!!」と。申立人は反論する。一気に世界中の動物を救いたいがそうはいかない。一步一步、積み重ねていって大きなものになる。なので、できるところから、一歩ずつ積み重ねている。相手方の論理は「一気に全頭を救えないのなら、一匹たりとも助けてはいけない」という論理で無茶苦茶。

6、申立人は相手方へ解りやすく説明した。

「他の生命体を勝手に繁殖して譲渡したり、売買したりして遊んでいるのは人間だけ。人間を繁殖して、譲渡したり売買したりして遊んでいる動物が他にいますか？あなたがゴリラに繁殖されて売られたりしても何とも思いませんか？」と。相手方は「それは極端な話だ」と否定したが、極端でも何でも無い。解りやすく例えただけ。

7、申立人は日頃、繁殖業者を猛烈に批判している為、繁殖業者らから反感を持たれるのは必然だろう。だが、調停員である相手方から、攻撃される理由が全く解らなかった。なので、多くの人に聞いてみた。

友人「大金持ちが動物福祉活動をしているのだと誤解して妬んでいるんだよ。一般の人はね、極貧生活に耐えながら動物福祉に全財産を注ぎ込む人間がいるなんて、想像もつかないんだよ。」と。

それで気がついた。調停申立書への添付資料として、動物病院の領収証を400～500万円分を添えたので妬まれたんだと。

相手方は、その領収書を見て、申立人に対して妬みの感情を抱えながら、申立人と初面識を持ち、申立人の顔を見るやいなや「アンタ、一体、何の仕事やってるんだ！！！」とケンカを売ったのだろう。500万円以内でそういう対応なのだから、全部の領収証を添付していたとしたら、もっともっと攻撃されただろう。

8、申立人が動物の為に私財を投じたことで、相手方が不幸になったという因果関係はない。申立人の活動は少なからず、動物嫌いの相手方の為にもなっている。去勢避妊の活動によって、相手方がゴミのように嫌う野良猫が増えることを阻止しているではないか。

9、最後に、調停時には録音が許可されていない為、証拠はない。証拠は無くとも真実はひとつしかないことを添える。

※添付資料あり ① ②